

社会福祉法人四街道市社会福祉協議会 広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、本会の広報紙、本会の管理するホームページ及びその他本会の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると本会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、会長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載に際し、本会はあらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告掲載を行うにあたり必要な事項

(広告の募集)

第5条 広告掲載の募集は、本会の広報紙及びホームページによる公募とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が限定されると認められるとき、又は広告掲載申請者が募集枠に満たないときは、個別に広告掲載の募集をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告媒体ごとに定められた広告掲載の申込書に掲載する広告の原稿を添えて、会長に申し込まなければならない。

2 広告の原稿は、広告掲載申請者の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、内容を審査し、広告掲載の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 第7条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、本会の都合により広告掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料の額の算出方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 本会が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき
- (3) その他会長が広告掲載に支障があると認めたとき

(広告主の責務)

第11条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告物等の作成経費は、広告主の負担とする。

(免責)

第12条 第10条の規定による広告掲載の取消しその他本会の責めによらない原因により、広告主が受けた損害については、本会はその責めを負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。